

綾川町立学校のＪアラート発令時対応要領（Ver. 1.1）

（H29.10.6より実施）

1 児童生徒「登校前」の対応

基本的な考え方

香川県に、Ｊアラートが発令されている場合は、『**自宅待機**』とする。

登校再開については、メール及び町防災無線放送により別途連絡

2 児童生徒「登下校中」の対応

基本的な考え方

香川県に、Ｊアラートが発令された場合は、自宅または学校、あるいは近隣の建物への避難とする。

3 児童生徒「登校後」の対応

児童生徒への学校の対応状況は、メール及び町防災無線放送によって保護者に通知する。

基本的な考え方

学校の指示で避難行動

4 備 考

香川県が対象地域に含まれない場合は通常通りとする。

Ｊアラート発令時の避難行動については下記の内閣官房公民保護ポータルサイトを参照する。

内閣官房国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>

- (1) 屋外にいる場合、建物の中や地下に避難する。
- (2) 建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (3) 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
(内閣官房国民保護ポータルサイトより)